

Modern Insurance Science : the New Interpretation of Traditional Insurance Science

小川, 浩昭
西南学院大学商学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/22097>

出版情報 : Kyushu University, 2011, 博士 (経済学), 論文博士
バージョン :

権利関係 : (c)2008 九州大学出版会 : 文献の利用は非営利目的に限ります。無断での転載、内容の変更を禁止します。引用する際は必ず出典元を明記してください。

第1章

保険学の課題

1. 問題意識

現代の社会には非常に多くの保険が存在し、好むと好まざるとにかかわらず、保険はわれわれの生活に密接に関連している。わが国は押しも押されぬ保険大国であるが、しかし、日本人の平均的な保険観とは、「身近ではあるがよく分からないもの」となるのではないか。理論的にも保険をどう捉えるかということは困難な問題であるとされる。それは、「保険という経済制度にはいろいろなものがあり、それぞれ異なった役割をもっているにもかかわらず、これを一つで概念で捉えようとするからである」(近藤 [1963] p. 68) とされる。近藤文二博士はこのような認識に基づき、保険と呼ばれるものを共通の概念で規定しようというのであれば、保険を一つの技術と捉える以外にはないとし、「保険とは、危険にさらされている多数の場合を集めて全体としての収支が均等するように共通の準備金を形成し、そのことによって危険の分散をはかる技術である」(同 p. 68) という、一種の「保険技術説」を展開した(庭田 [1973] p. 168)¹⁾。近藤博士の見解は、保険を経済制度と捉えることを前提としつつも、保険を経済制度として捉えたのでは一つで概念では捉えきれないので、技術として把握するというものであろう。

民間の保険会社が経営する保険の他に、協同組合が運営する保険や公的機関が関わるあるいは直接運営する保険などがあり、そのため保険という経済制度

1) 引用した近藤博士の保険学説自体は準備金の形成を重視しているため、「共通準備財産説」ともいわれるが(園 [1961] pp. 25-26, 本田 [1978] p. 34), 技術を重視していることも特徴の一つであるといえる。

はいろいろな役割を持ち、共通概念で把握できず、共通の技術で把握できるとするのであろう。しかし、保険はあくまで特殊な技術である保険技術を使った制度と把握すべきであり、各種保険に共通する何かがあるはずである。また、保険技術が共通するといっても、保険の運営主体・経営主体によっては使い方が異なるかもしれない。「保険という経済制度にはいろいろなものがある」というとき、保険技術の適用の仕方の違いによって、同じ保険と呼ばれる制度でも異なる役割を果たすいろいろなものが存在しているのかもしれない。これは、保険の運営主体・経営主体と保険技術の関係が重要であることを示唆するのではないか。いずれにしても、多様な保険の運営主体・経営主体の存在により保険現象が複雑になっているという側面があるが、そのことをもって技術としてしか保険を捉えられないとするのではなく、あくまで複雑な保険現象を貫く共通の要素を見出す研究姿勢を保持すべきではないか。そのような研究姿勢を保持しつつ、保険技術について考えてみたい。

技術とは、字義通り解釈すれば、「物事を巧みに行うわざ」（新村編 [1994] p. 619）であるが、経済的な問題を考える場合の技術とは、ある経済制度または経済取引に合理性を^{おぼ}発揮させる業であるといえよう。技術の適用、そして、その機能の発揮により、ある経済取引は合理性を有し、永年にわたる経済取引・経済活動が蓄積されていく過程で人々の間に受け入れられ、継承されることによって、経済制度として社会に定着していく。このように制度とは人々に受け入れられ、継承されることによって定められた決まりと言え、習俗や習慣が自覚化されるという側面と合理的な社会技術として自立化するという側面を有する。いずれにしても、制度は何らかの合理性を有し、制度の社会技術としての合理性を支えているのがその制度特有の技術である。そして、経済制度の社会への定着は、われわれの生活する社会が資本主義社会であることから、資本の下に経営される供給者と需要者の市場での取引・売買形態をとるのが一般的である。保険という経済制度は、保険技術という特殊な技術により社会的合理性を有した制度として社会に定着するが、資本の下に経営される保険企業の他に、前述のとおり、多様な運営主体・経営主体が見られるのである。

それでは、保険技術とは何であろうか。技術を社会的合理性を発揮させている業とすれば、保険に社会的合理性を発揮させているのが保険技術である。日

常生活の中で人々が保険に加入するのは、少額の貨幣である保険料を支払うことによって、万が一保険事故が発生した場合（そのような場合には、通常、まとまった貨幣を必要とするような経済的困難が発生する）にまとまった貨幣である保険金を受け取ることができるようにして、不測の事態に備えるためである。何もなければ（保険事故が起きなければ）、支払った少額の貨幣である保険料分は戻らないが、そのことによって万が一の場合に備えるのである。したがって、保険という制度に加入するものにとって、少額の保険料を保険事故が発生した場合多額の保険金に転換する制度が保険であると言えよう。不確実な経済的困難への対応を少額の貨幣で置き換えてしまうという点に保険の合理性がある。それこそが保険の本来的な機能であり、経済的困難が発生しても一定の経済状態を確保するという「経済的保障」機能と言えよう。そして、そのようなことが可能となるのは、各保険加入者にとって保険事故の発生が不確実であっても、同様な危険に晒されている人を多数観察すれば、そこに保険事故発生確率が算出されるので（大数法則の適用）、そのような確率計算を応用して制度としての保険は成立している。多数の保険加入者のうち保険事故に遭遇するのは一部の者であり、多くの保険加入者から集めた少額の保険料により集積された保険資金を使って、少数の保険事故に遭遇した保険加入者に多額の保険金を支払うのである。いわば、保険的な再分配がなされているのである。〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換しているのが保険制度であり、不測の事態に備えるための貨幣に適時性・適量性をもたらすことにより、保険はミクロ経済的にも、マクロ経済的にも資本主義社会において社会的合理性を有することになる。したがって、通常、保険は保険料——保険資金——保険金として現象し、「保険技術とは〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換する業である」と言えよう。

先に引用した近藤博士の保険学説との関係では、近藤博士は〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換するということよりも、保険料——保険資金——保険金という保険現象において、保険資金蓄積を特に重視し、保険によって危険分散がなされることから、すなわち、保険の機能を危険分散として、保険技術を共通の準備金の形成によって危険分散を図る技術としている、と理解することができよう。しかし、これでは保険料——保険資金——

保険金という保険現象の保険金支払過程が軽視されることになるのではない。保険料——保険資金——保険金という保険現象を把握するためには、「保険技術とは〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換する業である」という捉え方をすべきであろう。

このような捉え方に対しては、賭博、宝くじなどにおいても同様な業が見られることから、独自の保険技術を捉えたことにならないとの批判がなされるかもしれない。ここで重要なことは、この技術の発揮が特定の目的に向けて発揮され、保険で言えば保険独自の社会経済的機能を発揮させ、保険という経済制度に合理性をもたらすことである。したがって、単に「〈多数×少額〉の貨幣を〈少数×多額〉の貨幣に転換する業」という文言そのものを取り上げた場合、なるほど、独自の技術とは言えないが、いかなる目的のためにその業が発揮されるかというところに独自性があるのである。そして、文言ないしは貨幣の流れという現象形態としては同じでも、その目的に応じて技術が働く原理があるはずで、原理という次元で見れば、明らかに異なるのである。保険の目的は経済的保障の達成にあるといえ、むしろ目的からするならば、賭博、宝くじと保険が対照的な制度であることは、極めて明白であろう。

さらに重要な点は、保険は経済的には資本主義社会として特徴づけられる近代社会において生成・発展してきた制度と捉えられることである。この点を強調すれば、「近代保険」と表現できるであろう。保険の把握においては、保険という制度が近代という特定の段階で現れたことから、近代社会との関わりを考察することが重要である²⁾。近代社会は、それ以前の封建社会が近代化によって崩壊し、成立した社会であり、優れて西洋的な現象であった。しかし、西洋先進諸国の植民地政策によって非西洋にも伝播し、一般化したといえる。社会の内部で成員の欲求充足手段のすべてが基本的に調達されるような社会を「全体社会」とすれば、封建社会は共同体が全体社会で、社会に存在する各種集団の機能的分化が見られなかったが、近代化は集団を多くの機能集団に分化

2) 近代化については、主として、富永 [1996] を参照。また、佐波 [1951] において、「保険は人間が個人として独立することのできた近世以後の社会経済制度である」(佐波 [1951] p.1) とされている。

し、資本の下に組織化が図られる。資本の下の組織により、物質的財貨の生産・分配がなされるため、近代化は経済的には資本主義化であり、資本主義の特徴は「商品化の徹底」（馬場 [1997] p.33）である。この点に着目して言えば、保険は、資本の下に組織化された保険企業が、保険技術を使いながら保険団体を形成して成立する制度であり、商品および商品の売買に擬制されて保険取引が行われている面がある。したがって、保険は営利性を帯びた企業によって事業として展開され、制度として生成・確立したという面が強い。保険事業ほど多様な運営形態・経営形態のある分野は珍しいと言ってよいが、近代資本主義社会における制度として確立するに当たって、営利的な企業が果たした役割を重視しなければならない。しかし、物質的財貨の生産・分配が完全に資本の下に組織化されるわけではなく、「商品化の徹底」といってもすべてのものを商品化できるわけではない。さらに、社会が商品経済的關係のみで成立することも不可能であり、このような点が資本主義の発展とともに資本主義の矛盾として現れ、当初の「安価な政府観」とは逆行して、公的部門の経済介入が行われることとなる。資本主義と一口に言っても、資本主義自体も変化してきたといえる。

保険はこのように変化してきた資本主義社会における経済制度であることから、保険の生成・発展は資本主義社会の発展の諸段階と対置して把握する必要がある（庭田 [1960] p.7）。しかし、それのみでは不十分である。なぜならば、制度にはある時代またはある社会に特有な制度と、人類の歴史のあらゆる段階または複数の段階に共通する制度があるからである。保険については、「原始的保険」、「保険類似制度」などが指摘され、保険そのものは資本主義社会の制度であるが、保険的な制度は太古の昔から存在したとされることから、後者の制度と言える。したがって、現存する保険には、資本主義社会に特有なものあらゆる社会形態に共通するものが含まれている点に注意しなければならない（同 p.9）。そこで、保険という制度を把握するにあたって、保険の超歴史的な要素と歴史的・資本主義的な要素とが正しく把握される必要がある（印南 [1956] pp.25-26）。超歴史的要素を前面に出せば、抽象的、一般的な議論に陥ってしまう。むしろ、超歴史的要素を踏まえた上で、保険の歴史的要素を重視すべきであろう。この点から、保険の歴史性・資本主義性の把握は、

重要である。通常、資本主義せいという場合、資本主義制というのが一般的なのであろうが、保険学上は資本主義性も重要である。資本主義の下部構造が資本主義制とすれば、上部構造が資本主義性といえよう。保険の資本主義性を問うことによって、資本主義制が保険にどのように反映しているかが明らかにされるであろう。保険の資本主義性把握は、保険学の重要な課題の一つである。しかも、資本主義自体も変化していることからすれば、前述の通り、保険の生成・発展は資本主義の発展の諸段階と対置し、いかに資本主義制が反映されているかといった視点を基軸に把握する必要がある。このような認識が保険技術を把握する上でも必要であり、当然資本主義性が保険技術に反映しているであろう。保険技術の基礎として数理的技術が大きな比重を占めているが、そのような技術に土台としての経済関係がいかに反映しているかを考察しなければならぬ。そして、その反映として制度としての保険が社会に存在するのであろう。

あくまで制度としての保険の視点を保持すべきであり、そのためには保険の本質が明らかにされる必要があろう。これが、保険学の中心的な課題である。保険学の考察対象である保険現象の特徴は、多様な保険企業による多種の保険の供給・提供と言えるため「多種多様な保険による複雑な現象」と言うことができよう。多種多様な保険の存在にもかかわらず、ある制度が保険と呼べるのは、保険と呼べるにふさわしい要素があるからであり、共通点があるからであろう。保険技術説は、前述の通り、こうした共通性を安易に技術に求めるものと言えよう。しかし、保険現象が複雑であるが故に、その共通性を探ると言うことがより一層重要となるのではないか。加えて、現代の保険は大きく揺れ動いていると言え、そのことがさらに保険現象を複雑なものとし、ますます本質論的な考察を重要にしている。

保険が大きく揺れ動いているのは、土台の社会経済の変動が大きいことからすれば当然とも言えよう。しかし、それにしても公的保険、私的保険いずれの分野にも見られる保険の動揺は、社会経済の変動の縮図といえるほど大きなものである。こうした保険の動揺において、改めて保険とは何かという本質的な問いかけが必要とされているのではないか。わが国保険学界ではかつて華々しい保険本質論争があり、その論争に対する評価が否定的であるため、残念なこ

とに、誰もがこうした本質的な問いかけの必要性を感じながら、そのようなことは意味のないものとするアレルギー症状が見られる観がある。確かにかつての保険本質論争が陥った、各自が独自の学説を提唱する必要があるかのごとき保険本質論争は、21世紀のわが国保険学において必要とはされないであろう。しかし、かつての保険本質論争を成果のないものとしてまったく無視し、それでいながら保険の本質を意識せざるを得ないため、つまみ食いの無難な保険学説を用いて済ませるかのような研究姿勢では、現代の保険現象を分析することは困難なのではないか³⁾。

2. 保険学の課題

複雑な保険現象を考察する上で、保険は経済制度であるが事業として営まれることにより成立している点に注意をしなければならない。すなわち、「制度としての保険」に対する「事業としての保険」の視点である(石田 [1979] p. 56)。保険は一つの制度として経済体制により規定され、制度として共通の本質が各種保険にはあるものの、事業として営まれる過程で、運営主体・経営主体の性格が反映される。そして、運営主体・経営主体の性格の反映は、保険技術の適用の仕方によるのではないか。もちろん、そのような保険の運営主体・経営主体自体も経済体制によって規定されてはいるが、それぞれの運営主体・経営主体の性格が保険に反映し得るということである。すなわち、保険の運営主体・経営主体は社会経済・国民経済を一般的に支配する法則に媒介された経営体であるが、独自の一定の組織原則を有した経営体でもあり、そのような組織原則が保険技術の適用を通じて保険に反映し得るということである。したがって、個々の保険の性質は、体制関係における保険の性格と制度的環境の影響を受ける保険の運営主体・経営主体の主体性によって規定される、といえよう。

ここで、企業について言及したい。企業とは、「生産・営利の目的で、生産

3) 保険法の最近の文献(山下 [2005])においても最初に保険の本質的議論が見られるが、これも保険の本質を意識せざるを得ない時代の反映ではないであろうか。

要素を総合し、継続的に事業を営むこと」(新村編 [1994] p.609)といわれるように、営利組織体として把握されることが多いのであろう。しかし、本書では、「事業」を「一定の目的と計画に基づいて経営する経済的活動」として、企業を「事業を営むための組織」と捉え、保険事業を営むための組織(運営主体・経営主体)を「保険企業」とし、必ずしも営利組織体に限定しない。

制度としての保険と事業としての保険に関し以上のような認識を持った上で、現代の保険は多様な保険企業によって、多種の保険が供給されていることを認識しなければならない。多種多様な保険があるからこそ、さまざまな保険を貫く共通性が重要であり、それが保険学の土台としての保険本質論となろう。必ずしも独自の学説提唱の必要はないが、何を保険の本質と捉えるかを明らかにしなければ、土台のない建物に等しいことになるのではないか。現代の保険の本質を何に求めるかを明らかにすることが、まず現代の保険学の課題として指摘できよう。

共通性と同時に重視されなければならないのは、保険の個性である。それは現実に存在する個々の保険にはそれぞれの役割があり、それぞれの社会経済的意義があるからである。保険の個性を重視するためには、現存する保険を何らかの方法によって分類し、各種保険の意義と限界が考究されるべきである。ただし、それは単なる保険の個別的な断片的考察ではなく、各種保険の関連を明らかにし、総体としての保険の社会における成り立ちを明らかにするものでなければならない。このような観点から保険を分類するに当たっては、多種多様な保険を社会経済との関係で俯瞰的に把握するのに役立つ分類でなければならない。すなわち、経済的保障制度全体系の中での保険の位置づけを把握するのに資する保険の分類である。このような保険の分類のためには、保険の土台である社会経済との関わりにおいて保険がどのように変遷しているかという視点が不可欠であろう。そこで、保険史の考察が重要となる。経済的保障制度自体はいかなる時代にも必要とされると言え、資本主義社会では保険が支配的な経済的保障制度と言え。したがって、保険史は経済的保障制度の歴史という側面も有する。経済的保障制度の歴史において、経済的保障制度を成り立たせる超歴史的な原理として、自助・互助・公助が中核に据えられよう。いわば保

歴史、保険の分類それぞれが縦糸、横糸となって現代保険を織り込むような考察が必要とされよう。これも現代の保険学の課題である。

しかも、通常保険現象は、直接的には、保険料——保険資金——保険金として貨幣の流れで把握することができる。保険者の手許に蓄積された保険資金は金融市場に投資され、ここに保険は金融的機能を発揮する。保険の金融的機能は、このように保険の経済的保障機能から派生したと言えるので、ここに経済的保障機能を保険の本来的機能・本質的機能、金融的機能を保険の派生的機能・付随的機能とできよう。しかし、保険の発展は大量な保険資金の蓄積をもたらし、金融的機能を単純に派生的・付随的とはできないほどである。保険の経済的保障機能と金融的機能を保険の二大機能として把握すべきであり、この二大機能は密接に関連しており、両機能を個々バラバラに把握するのではなく、密接に絡み合ったものとして把握する必要がある（笠原 [1977] pp. 355-356）。保険料——保険資金——保険金の過程における保険料——保険資金の過程は、保険資金蓄積の過程にして保険金融の発生契機と言えが、この過程のみを取り上げた考察では不十分であり、両機能を絡み合ったものとして考察することにより、保険料——保険資金——保険金という保険現象全体の考察となるのである。事業としての保険の展開に対する考察においても、かかる視点が重要である。しかし、保険の金融的機能に関する考察を行う学問を保険金融論とすれば、保険会社の投資運用については、明確な方法論もないため、両機能を分断して安易に運用収益極大化を保険会社の投資運用の目的として歴史的な考察を行うものが多い。また、損害保険金融の展開について、損害保険・短期保険は保険資金の蓄積に乏しく、保険金融は重要ではないというような理解が支配的と思われる。そのような理解の裏返しとして、わが国では積立保険が登場し、それが増大したため損害保険においても金融が重視されたとの見解が一般的であるが、短絡的な理解の仕方であり、保険資金の蓄積基盤でさえも十分に解明されているとは言えないのが、保険金融論の現状であると言わざるを得ない。この点から、学問としての要件を備えた保険金融論の構築が必要である。これも、現代の保険学の課題である。

保険は保険金融の側面のみならず、保険自体が貨幣の流れであり、一種の金融といえるため、学問的には、保険学は金融論を隣接科学とすると言える。米

谷隆三博士は、保険の金融的機能に関わる貨幣の流れを「対外的金融」、経済的保障機能に関わる流れを「対内的金融」としたが（米谷 [1960] p.286）、米谷博士の言葉を借りれば、保険は対外的にも対内的にも金融と言える。保険金融論の構築に当たって金融論が重要であるばかりではなく、金融論側にとっても巨額な保険資金は金融制度・金融市場の考察において重要な存在であるため、従来の金融論は、保険の対外的金融に着目して、保険者を金融機関として把握するというものであった。しかし、1990年代以降の市場経済化・金融グローバル化によって、デリバティブ取引・市場が急速に発展し、それを理論面で支えてきた金融工学も急速に発展・普及し、金融論においてリスクを処理するという側面＝リスクファイナンスが重視されてきた。保険は一種の金融であるが、経済的保障機能に着目すれば、リスクを処理するということが経済的保障ともいえる。保険はリスクと密接に関わるといえ、初期のリスクマネジメントは実質的に保険マネジメントといっても過言ではないほどであった。同時に、保険は通常保険金という貨幣を支払うことによって経済的保障を行うので、保険加入者から見れば一種の資金調達（ファイナンス）であり、リスクを介したリスクファイナンスと言える。そこで、保険の対外的金融にもつばら注目していた金融論は、金融工学の発展を背景として、保険の対内的金融と言える経済的保障機能に着目するようになった。実際現象面でも、パンカシュランス（Bancassurance）、アルフィナンツ（Alffinanz）、金融コングロマリット化といった金融事業面における経営統合の次元のみではなく、保険リスクを処理する代替手段が登場し、保険リスクが金融市場に転嫁される現象が見られる。保険学サイドではART（Alternative Risk Transfer）として近年注目されているが、こうした現象は「保険と金融の錯綜現象」と言え、保険を代替する「保険代替現象」とも言える新たな保険現象の一つと言えよう。この保険現象は、私的保険の動揺とも言え、改めて保険学に保険とは何かという問題を突きつけているのではないか。保険と金融の錯綜現象・保険代替現象の考察も、現代の保険学の課題である。

動揺しているのは私的保険のみではない。市場経済化・金融グローバル化によって、公的保険も大きく動揺しているといえよう。特に、社会保障制度が市場経済化・金融グローバル化によるメガ・コンペティションの中で大きな負担

とされ、また、財政赤字、高齢化との関係からそのサステナビリティ (sustainability, 持続可能性) が世界的に問題とされている。世界に例を見ない速度で少子高齢化が進んでいるわが国では、社会保障制度は非常に大きな問題であり、特にその中核である社会保険が大きく動揺している。しかし、社会保障や社会保険を専門分野とするはずの社会保障論や社会政策学では、情報の経済学等の安易な適用による社会保険の理解や社会保険を継子扱いするような態度が見られ、保険学の成果を軽視している。確かに保険学の成果は豊富ではないかもしれないが、保険学軽視の社会保険理解には限界があると思われ、保険の意義と限界を見定めつつ社会保障・社会保険の議論に積極的に関わることも現代の保険学の課題であると考え。また、公的保険の動揺は、改めて経済的保障体系はいかにあるべきかという問題を突きつけていると言え、この問題の考察も現代の保険学の課題であると考え。

このように、市場経済化・金融グローバル化によって私的保険、公的保険いずれにおいても動揺が見られる。個々の保険の性質は、体制関係における保険の性格と制度的環境の影響を受ける保険企業の主体性によって規定されとしたが、市場経済化・金融グローバル化は体制関係、制度的環境両面に大きな影響を与えていると言えよう。体制関係における保険の性格という点では、土台である資本主義社会の市場経済化の動きによって、政策性を持つ公的保険・社会保険が効率性の面から大きく動揺していると言え、公的保障と私的保障との関係、あるいは、しばしば指摘される経済的保障の三層構造などに動揺を与えていると言える。市場経済化は金融グローバル化と呼応し、制度的環境として経済社会の金融化という変化があげられる。これは、社会に効率性を求める動きが金融を介して進んでいる面が強いということでもある。こうした制度的環境の変化を背景として、ARTに象徴的な「保険代替現象」が生じ、より広く捉えれば、「経済的保障のデリバティブ化」、「保険の金融化」が生じていると言えよう。以上のような体制関係、制度的環境両面における保険の動揺は、効率性・金融性/政策性・福祉性を軸に保険を捉えることを要請していると考え。これを軸に考察を深めるために、金融との関係で金融論、福祉との関係で社会保障論・社会政策学などが、保険学の隣接科学として非常に重要であると言えよう。保険学は、隣接科学である金融論、社会保障論・社会政策学との間

に、生産的な関係を築く必要があるだろう。これもまた、現代の保険学の課題であると考ええる。

3. 考察の体系

本書ではこれらの保険学の課題達成に向けた全体像をできるだけ理論的、体系的に考えたい。個々の問題の考察を深める作業は、筆者の今後の課題としたい。本書では、次のような論旨の展開によって、全体像を考える。

まず、保険の本質重視の立場から、第2章では保険本質論の考察を行い、筆者の保険本質観を示す。保険の本質の考察は、保険の性格の考察とも言え、その点で体制関係における保険の性格の考察と位置付けることができる。保険学の土台に匹敵する部分の考察でもある。ここでは、経済的保障説、予備貨幣再分配説の比較検討が中心となるが、保険本質論重視の研究姿勢はわが国保険学界の通説に反するため、保険本質論考察の意義についても検討する。また、保険学説は従来の学説の批判的形態として登場すると言え、この点を重視する。経済的保障説は経済準備説の批判的形態と把握することができるので、保険学説としては経済準備説から考察を行っている。本章での考察により、「経済的保障」、「予備貨幣」を保険把握のキー・コンセプトとして導入する。結論として、経済的保障説の予備貨幣蓄積概念よりも予備貨幣再分配説の予備貨幣再分配概念の方が優れているとし、予備貨幣再分配説支持の立場を明らかにする。

続く第3章では、保険の歴史的考察と分類を行う。多種多様な現代保険の把握は、共通性を重視した保険本質論につながり、各種保険がどのような関連に立ち、保険制度が総体としてどのような役割を果たしているかを考察することである。そのために現代の保険に至る歴史を考察し、保険史を踏まえて保険の総体把握に資する分類を行う。なお、隣接科学としての社会政策学の社会保険の捉え方を批判しつつ、「経済的弱者の保険」なる範疇が重要であることを呈示する。

第4章では、「個々の保険の性質は、体制関係における保険の性格と制度的環境の影響を受ける保険の運営主体・経営主体の主体性によって規定される」ということを、保険の相互扶助性に対する考察を通じて論証する。ここでは、

わが国で根強い保険相互扶助制度論を批判し、保険の二大原則を中心とした考察を行う。保険の本質と保険企業の本質は分けて考えるべきであり、両者の関係の中に保険をめぐる相互扶助の問題を解く鍵を求める。第2章に続く保険理論の核心部分の考察である。

第5章では、第4章までの考察で明らかにした筆者の志向する保険学に対して、現在の保険学の方向性が異なることから、その点について批判的検討を加える。方向性が異なる理由は、隣接科学としての金融論の影響が大きいためであるとする。特に、情報の経済学の影響が大きく、それは社会保障論へも影響を与え、そのことが一つの要因となり保険学と社会保障論の関係が分断されている観がある。そこで、情報の経済学による保険の考察を批判する。具体的には、情報の経済学による逆選択、モラルハザードの概念、保険会社のコーポレート・ガバナンスについての考察である。そして、伝統的保険学との関係から、既存理論の再評価、相互会社の考察、保険金融論の構築、ARTの理論的考察などの課題を導き出す。

第6章以下では、第5章で導き出した課題について考察する。第6章では、相互会社について考察を加える。ここでの焦点は、脱相互会社化が進み、相互会社に現代的意義があるのかという問題意識に基づきながら、相互会社の現代的意義を探ることである。また、本章の考察によって、第5章で批判したコーポレート・ガバナンス論に対して適切な相互会社の分析方法を提示する。なお、本章でも保険金融論の必要性が確認される。

第7章では、前章でもその必要性が確認された保険金融論の考察を行う。わが国の保険学における保険金融をめぐる考察の動向をフォローし、高度成長期の生命保険金融をめぐる議論を取り上げて、それまでの生命保険業界人中心の自画自賛的な考察から1990年代には保険研究者による研究も見られ研究が高度化したように一見見られるが、本質は変わらないとし、この考察を通じて保険金融論の課題と方法論を提示する。保険金融論の課題をその体系化とし、目指すべき方向性を示す。

第8、9章では、保険代替現象について考察する。保険の資金調達機能を代替する形で保有に関する保険代替手段が1980年代に発達し、1990年代は保険のリスク移転機能を代替する保険代替手段、ARTが発達する。両者が合流す

る形で保険代替手段としてのリスクファイナンス手段が保険と補完的關係に立ち、高度なリスクファイナンスが指向されるが、こうした一連の流れにはイノベーションが重要な役割を果たしていると考ええる。一連の流れの土台を1980年代の金融イノベーションが用意し、純粹リスクマネジメントのイノベーションが1990年代に発生したと考える。それは、保険事業のイノベーションという側面ももったと考える。また、同時期には銀行を中心とした保険会社も含む金融機関にリスクマネジメントが要請された。それは財務リスクマネジメントであり、その分野のリスクマネジメントの発展のために投機的リスクマネジメントのイノベーションが生じたと考える。こうしたリスクマネジメントのイノベーションによって、企業全体のリスクマネジメントを指向するエンタープライズ・リスクマネジメント、または、総合的リスクマネジメントが指向されるようになった。保険代替現象ではARTなどの保険代替手段が注目されるが、総合的リスクマネジメントが指向される中で、それらの手段は単なる保険代替手段ではない効率的・効果的リスクマネジメントのためのARF (Alternative Risk Finance) といってよいものに質的变化を遂げていると言えよう。第8章では、ARFの生成に関わる考察をイノベーションの展開で把握し、第9章では理論的分類などの考察を試みる。

第10章では、本書の結論として今後の保険学に対する筆者の見解を述べる。